

新居浜市市民意見提出制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が行う重要な政策の立案に当たり、その目的、内容その他必要な事項を公表して広く市民の意見等を求め、提出された意見等を考慮して意思決定を行うこと（以下「市民意見提出制度」という。）により、市の意思形成過程における公正の確保及び透明性の向上を図るとともに、市民の積極的な市政参加を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「実施機関」とは、市長（地方公営企業法の規定に基づき管理者の権限を行う市長を含む。）、消防長、教育委員会、選挙管理委員会及び農業委員会をいう。

2 この要綱において「市民」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者
- (5) 市民意見提出制度に係る事案に利害関係を有する者

(対象)

第3条 市民意見提出制度の対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 政策の基本方針などを定める計画の策定又は変更
- (2) 市民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例（金銭の徴収にかかるものを除く。）の制定又は改廃に関する案の策定
- (3) 広く市民の公共の用に供する大規模な施設の整備に係る基本計画の策定又は変更
- (4) 市民生活に著しい影響を及ぼす重要な施策又は制度の導入を定める計画の策定
- (5) その他実施機関が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次のいずれかに該当する場合は、市民意見提出制度を実施しないことができる。

- (1) 法令等において意見聴取の手續等が定められているとき
- (2) 迅速又は緊急を要するとき
- (3) 内容が軽微なものであるとき
- (4) 実施機関の裁量の余地が少ないと認められるとき
- (5) 地方自治法第74条第1項の規定による直接請求により議会に付議するとき
- (6) 市民意見提出制度を実施して策定等を行った計画に基づき、条例の制定又は改廃を行うとき

(実施時期)

第4条 実施機関は、前条に規定する計画等に係る意思決定を行う前に、その計画等の案を公表し、広く市民から意見等を求めるものとする。

(案の公表)

第5条 実施機関は、次に掲げる事項を記載した意見募集要領を作成し、計画等の案、参考資料とともに公表するものとする。

- (1) 計画等の案件名
- (2) 参考資料（計画等の案及び計画等を立案する趣旨、目的、背景等を記載した資料をいう。以下同じ。）の名称及び入手方法
- (3) 意見等の提出先、提出方法及び提出期限
- (4) その他意見等の募集に必要な事項

2 前項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) ホームページへの掲載
- (2) 主管課、総合案内、行政資料室、支所その他実施機関が指定する場所での備付けによる閲覧
- (3) 市政だよりによる広報

3 実施機関は、前項に掲げる方法に加え、必要に応じ次に掲げる方法を活用し、広く市民への周知を図るよう努めるものとする。

- (1) 説明会等の開催
- (2) 報道機関への情報提供
- (3) その他実施機関が適当と認める方法
(意見等の提出)

第6条 実施機関は、計画等の案の公表の日から起算して30日以上の期間を設けて、市民から意見等の提出を受けるものとする。ただし、やむを得ない理由があるときは、この期間を短縮することができる。

2 意見等の提出方法は、郵便、ファクシミリ、電子メールその他実施機関が適当と認める方法によるものとする。

3 実施機関は、意見等を提出する市民に対し、住所及び氏名（法人その他の団体にあっては、所在地、名称及び代表者氏名）を明記するよう求めるものとする。

（市民の意見等の活用及び公表）

第7条 実施機関は、市民から提出された意見等を十分に考慮して、計画等に係る意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、提出された意見等の概要及びこれに対する実施機関の考え方並びに計画等の案を修正したときはその修正内容を公表するものとする。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。

- (1) 賛否の結論のみを示したもの
- (2) 公表により意見等の提出者又は第三者の権利利益を害するおそれがあるもの
- (3) その他公表することが適当でないと認められるもの

3 前項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) ホームページへの掲載
- (2) 主管課、総合案内、行政資料室、支所その他実施機関が指定する場所での備付けによる閲覧
- (3) その他実施機関が適当と認める方法
(意思決定過程の特例)

第8条 審議会等の附属機関及びこれに準ずる機関がこの要綱に定める手続に準じた手続を経て行う報告、答申等に基づき、実施機関が実質的に同じ内容の計画等を策定し、又は変更する場合は、この要綱の規定は適用しない。

(実施責任者の設置について)

第9条 実施機関は、この要綱に基づく市民意見提出制度の適正な実施を確保するため、市民意見提出制度実施責任者を定めるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、市民意見提出制度の実施に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年11月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。